

本庄市子育て世帯食事応援チケット（愛称：はにちけ）取扱店募集要項

令和2年6月1日制定

1 発行目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長い期間の外出自粛や学校の休校が続いたことにより、小・中学生がいる世帯においては、経済的、精神的負担が増加している。

このような世帯に食事（持ち帰り含む）に使用できるチケットを配布することで、親の経済的、精神的負担の軽減を図り、又、市内飲食店の支援を目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業主体 本庄市
- (2) 協力 本庄商工会議所・児玉商工会
- (3) 発行元 本庄市
- (4) チケットの名称 本庄市子育て世帯食事応援チケット
愛称「はにちけ」
- (5) 配布対象者 本庄市に住民登録のある小・中学生の子ども（平成17年4月2日生～平成26年4月1日生）を持つ養育者
- (6) 配布対象者数 約5,855人
- (7) チケット配布内容 子ども1人につき1冊3,000円分（500円×6枚綴）
- (8) 配布時期 令和2年7月9日（木）
- (9) 利用期間 令和2年7月10日（金）から令和2年9月30日（水）まで

3 取扱店参加資格

本庄市内に店舗を有する以下のすべての項目に該当する飲食店

- (1) 本庄商工会議所会員 または 児玉商工会会員であること
- (2) 飲食店営業許可証 または 喫茶店営業許可証を有すること
- (3) 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）に基づき20歳未満の入店が可能であること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行っている店舗でないこと
- (5) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わりがないこと

4 事業の流れ

- (1) 本庄市から委託を受けた本庄商工会議所・児玉商工会は、3の要件で参加店舗

を募る

- (2) 参加希望する対象店舗は、取扱店申込書等必要書類を受付機関に提出する
- (3) 対象者が、取扱店で食事(テイクアウト含む)をするときにチケットを利用する
- (4) 取扱店は、チケット裏面取扱店印欄へ押印又はサインをする
- (5) 取扱店は、利用者から受け取ったチケットを集計し、本庄市が指定する方法に基づき受付機関で換金を行う

5 チケット取扱い遵守事項

- (1) チケットは飲食提供の取引において利用できるものとする
- (2) 利用金額がチケット額面に満たない場合は、釣銭をださないこと
- (3) チケットを現金化しないこと
- (4) チケット裏面取扱店印欄に押印又はサイン済のチケットは無効となる
- (5) 利用期間を過ぎたチケットは無効となる

6 取扱店の責務

- (1) チケットの受取を拒んではならないこと
- (2) チケットの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと
- (3) 本庄市、本庄商工会議所、児玉商工会と適切な連携体制を構築すること
- (4) 申込内容に変更が生じた場合は、速やかに受付機関へ届け出ること
- (5) 取扱店であることが明確になるよう、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること
- (6) 利用者が持ち込んだチケットは受け取る前に問題が無いか確認すること。色合いが間違いなく違うなど偽造されたチケットと判別できる場合は、速やかに本庄市及び本庄商工会議所又は児玉商工会まで報告すること
- (7) 利用者から受け取ったチケットの紛失や盗難、換金切れ等による損失は取扱店の責務とする
- (8) 調理・接客時に於いて、衛生管理を徹底し、マスクの着用を原則とする

7 申込手続きについて

- (1) 申込方法 この募集要項に同意のうえ、取扱店申込書に必要事項を記入し、受付機関に提出すること
- (2) 受付機関 本庄商工会議所（旧本庄市に店舗を有する取扱店）
児玉商工会（児玉町に店舗を有する取扱店）
- (3) 申込期間 令和2年6月8日（月）から令和2年7月31日（金）まで
※令和2年6月15日（月）までに申込みをした取扱店については
取扱店一覧のチラシに掲載をする。

- (4) 申込後の審査 申込みのあった事業者は、本庄商工会議所及び児玉商工会の審査を経て取扱店として承認する。また、承認した取扱店には「登録証」を交付する
- (5) その他 市内に複数の店舗がある場合、個別の店舗ごとに申込書を提出すること

8 換金について

- (1) 換金方法 以下、換金場所にて現金で支払いをする
- (2) 換金場所 本庄商工会議所（旧本庄市に店舗を有する取扱店）
児玉商工会（児玉町に店舗を有する取扱店）
- (3) 換金期間 令和2年7月13日（月）から令和2年10月9日（金）まで
- (4) 換金受付日 平日の月曜日・水曜日・金曜日
- (5) 換金時間 午前9時30分～12時、午後1時～3時
- (6) 換金手数料 無料

9 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合がある

10 その他

- (1) 取扱店とお客様間のトラブルに関する一切の責任を本庄市、本庄商工会議所、児玉商工会は負いません
- (2) 変更が生じた事項については、本庄市、本庄商工会議所、児玉商工会のホームページで等で周知する